

# 三重とわか国体鳥羽市施設整備基本計画

## 1. 目的

三重とわか国体において本市で開催される競技会の施設整備については、「三重とわか国体鳥羽市開催準備総合計画」に基づき、既存施設の有効活用を図るとともに、競技運営に支障がないよう整備を行う。

## 2. 内容

### (1) 競技施設の整備

競技施設の整備については、競技運営に支障がないよう、県、競技団体及びその他関係機関と十分協議の上、既存施設の有効活用を原則とし、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

### (2) 練習会場の整備

練習会場の整備については、県、競技団体及びその他関係機関と十分協議の上、既存施設の有効活用を図るとともに、競技運営に支障がないよう整備を行う。

### (3) 臨時仮設物の整備

競技施設、運営所、観客席、案内所等の競技会の運営にかかる臨時仮設物については、県、競技団体及びその他関係機関と十分協議の上、整備を行う。

### (4) 仮設給排水施設整備

接待所、トイレ等で、仮設給排水施設が必要と認められる箇所については、関係機関と十分協議の上、整備を行う。

### (5) 臨時駐車場の整備

競技会場の周辺等に大会参加者等の駐車場を確保するため、必要に応じて臨時駐車場を整備する。